

## 議案第51号

### 専決処分の承認を求めることについて

富士見市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年12月25日

富士見市長 星 野 信 吾 印

## 富士見市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富士見市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第111条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。